

事 務 連 絡
令和元年 5 月 1 4 日

各都道府県衛生主管部（局）
ハンセン病対策担当者 殿

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」について

平素よりハンセン病問題の解決の促進につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成 21 年度からハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である 6 月 22 日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、厚生労働省主催による追悼、慰霊及び名誉回復の行事を行ってきたところであり、本年度においても下記のとおり実施することとしております。（本年は 6 月 22 日が土曜日となるため 6 月 21 日に実施することとしております。）

なお、当該式典の様子は、インターネットを利用し、ライブ放送することを予定しております。

各都道府県におかれましては、日頃からハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいただいておりますが、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」前後については、より一層の普及啓発に取り組んでいただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

日時 令和元年 6 月 21 日（金） 11:00～12:20
場所 厚生労働省正面玄関前及び講堂（中央合同庁舎第 5 号館）

（担当者）

厚労省健康局難病対策課ハンセン病係 山形

TEL：03-5253-1111（内 2369）

FAX：03-3593-6223